

# 群馬県住宅用太陽光発電設備等導入費補助金交付要綱

## (総則)

第1条 群馬県住宅用太陽光発電設備等導入費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、群馬県補助金等に関する規則(昭和31年規則第68号)によるほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第2条 この補助金は、住宅用太陽光発電設備と他の省エネ設備とを複合的に導入しようとする者に対し、県がその費用の一部を補助することにより、本県における太陽光発電設備等の普及を促進し、もって、家庭部門から排出される温室効果ガスの排出の抑制を図ることを目的とする。

## (補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助の申請ができる者(以下「補助対象者」という。)は、群馬県内の自ら居住又は居住する予定の住宅に次条に定める太陽光発電設備と他の省エネ設備とを同時に複合的に導入(住宅の新築に合わせた設備の導入を含む。)し、若しくは群馬県内の太陽光発電設備と他の省エネ設備とが複合的に導入された自ら居住する予定の住宅(以下「建売住宅」という。)を購入し、太陽光発電設備に関し電力会社と受電契約を結ぶ個人とする。

ただし、太陽光発電設備等を設置する建物が、補助対象者の所有でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けなければならない。

## (補助対象設備)

第4条 補助の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、次の各号のすべての要件に適合したものをいう。

### 一 住宅用太陽光発電設備(別表1に定めるもの)

ア 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業技術仕様書(J-PEC第0810-0020号平成21年11月16日)の要件に適合し、太陽光発電普及拡大センターに登録されているもので、住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系しているもの

イ 太陽電池の最大出力の合計値が10kW未満の太陽光発電設備であること

ウ 別表1に掲げる費用が、1kW当たり65万円以下(税別)のもの

ただし、「設置工事に係る費用」に関し、別表2で定める特殊工事の費用は、同表で定める額を上限に、補助対象経費から、控除することができる。

エ 電力会社と受電契約を結び、かつ余剰電力の買取契約が結ばれているもの

オ 未使用品であるもの

カ 住宅ローン減税の適用を受ける予定の者は、全体契約金額のうちローン金額を除いた部分が住宅用太陽光発電設備の契約額を超えていること

二 他の省エネ設備（別表3に定めるもの。未使用品に限る。）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、設置する太陽電池の最大出力の値（キロワット表示とし、小数点第3位を切り捨てる。以下同じ。）に3万5千円を乗じて得た額（千円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とする。

ただし、補助対象設備の設置費用から他の補助金等を控除した額の3分の1以内とし、千円未満の端数がある時はこれを切り捨て、上限は10万円とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別紙様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、群馬県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

一 工事請負契約書の写し（建売住宅を購入する場合にあっては、売買契約書）

二 内訳書兼重要事項確認書

三 印鑑証明書の写し（発行後3か月以内のもの）

四 建物の所有を証明する登記簿謄本の写し（建売住宅以外で、別荘等、常時居住する建物以外に補助対象設備を設置する場合に限る。）

五 省エネ設備の仕様が確認できるカタログの写し等

六 その他知事が必要と認めるもの

（補助金交付申請の受付）

第7条 知事は、予算の範囲内において、補助金交付申請を先着順に受け付ける。

2 知事は、受け付けた補助金交付申請に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認められるときは、補助金交付申請の受付を停止する。

（補助金の交付決定及び通知等）

第8条 知事は、第6条の交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請書に係る書類を審査し、その内容が適当と認められるときは、補助金の交付を決定する。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書（別紙様式第2号）により、補助金交付決定額、補助条件、その他必要な事項を補助金申請者に通知するものとする。

3 補助金を交付しないことを決定した場合、知事は補助金不交付決定通知書（別紙様式第3号）により、速やかに補助金申請者に通知するものとする。

(工事の着工又は建物の引渡)

第9条 前条の規定により、補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前条第2項の交付決定通知を受けた後、補助対象設備の工事(「以下「工事」という。)に着工し、又は建物の引渡を受けなければならない。この場合、電力会社との電力受給を当該通知に記載された交付決定日から、既築では原則として4か月以内、新築では原則として7か月以内、又は平成23年3月10日のいずれか早い日までに開始し、建売の場合は、当該通知に記載された交付決定日から、原則として4か月以内、又は平成23年3月10日のいずれか早い日までに引渡を受け、電力会社との電力受給を開始しなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助対象設備の設置(「以下「補助事業」という。)の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(補助事業の内容の変更等)

第11条 補助事業者は、第8条第2項の補助金交付決定通知を受けた後、補助事業のうち次の事項を変更しようとする際は、あらかじめ変更承認申請書(別紙様式第4号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

ア 補助の内容又は経費の変更

(ただし、工事完了期日・建売の場合の引渡し期日の延長は60日を限度とする。)

イ その他知事が必要と認めたもの

2 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、補助事業中止承認申請書(別紙様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(承認通知)

第12条 知事は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当と認められるときは、補助事業変更(中止)承認等通知書(別紙様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は前項の承認を行う場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業に係る実績報告書(別紙様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し（発行後3か月以内のもの）
  - 二 補助事業の実施状況を示す写真（太陽電池モジュールについては全ての枚数が確認できるもの）
  - 三 補助事業の実施に係る領収書の写し
  - 四 特殊工事を証明する写真（特殊工事がある場合に限る。）
  - 五 電力会社との受給契約書の写し
  - 六 設置した太陽電池モジュールが、第4条に定める要件に合致することが確認できる、出力対比表（設置枚数分。製造番号が分かるもの）
  - 七 建物の所有を証明する登記簿謄本の写し（別荘等、常時居住する建物以外に対象設備が設置された住宅を購入する場合に限る。）
  - 八 その他知事が必要と認めるもの
- 2 前項の実績報告書の提出時期は、補助事業が完了した日から原則として2か月以内又は平成23年3月15日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金の額の確定通知書（別紙様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 知事は、前条に規定する通知を行ったときは、速やかに確定した額の補助金を交付するものとする。

（手続代行者）

- 第16条 補助事業者は、第6条の補助金交付申請書、第11条第1項の変更承認申請書、同条第2項の補助事業中止承認申請書、及び第13条の実績報告書について、対象設備を販売する者（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの手続きの代行を依頼することができる。
- 2 手続代行者は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとする。また本手続きの代行を通じ補助金申請者及び補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 3 知事は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができるものとする。

(取得財産等の管理)

第17条 補助事業者は、補助対象設備について、法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、対象設備が毀損され又は、滅失したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助対象設備について、法定耐用年数の期間内において、当該設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(別紙様式第9号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認を行った補助事業者に対し、交付した補助金の全部または一部の返還を求めることができる。

3 補助事業者は、前項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求された場合は、速やかに県にこれを返還しなければならない。

(帳簿の保存)

第19条 補助事業者は、補助事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助事業の完了後5年間保存するものとする。

(報告)

第20条 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

附則

(経過措置)

第1条 平成22年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間に、工事に着工し、又は建物の引渡を受けた者は、第6条に定める交付申請を行うことができるものとする。

この場合において、第 9 条の規定は適用しない。

第 2 条 前条の規定により補助申請を行い、第 8 条 1 項に規定する補助金交付の決定を受けた補助事業者で、補助事業の完了日が交付決定の日以前となる者の実績報告書の提出時期は、交付決定の通知を受けた日から 30 日以内とする。この場合において、第 13 条第 2 項の規定は適用しない。

2 前項の場合において、別紙様式第 1 号中、「4 . 新築住宅又は既築住宅の場合は補助事業の工事着工予定日又、建売の場合は建物の引渡予定日」は「4 . 新築住宅又は既築住宅の場合は補助事業の工事着工日又、建売の場合は建物の引渡日」に読み替えるものとする。

第 3 条 前 2 条の規定は、平成 22 年度に限り適用する。

別表 1

住宅用太陽光発電設備

太陽電池モジュール	架台
インバーター	保護装置
接続箱	直流側開閉器
交流側開閉器	配線・配線器具の購入・据付
設置工事に係る費用	

別表 2

補助対象経費から控除できる特殊工事費用の上限額

項目（備考参照）	控除できる上限額
安全対策費	1 kW当たり 3 万円（税抜）
陸屋根防水基礎工事	1 kW当たり 5 万円（税抜）
積雪対策工事	1 kW当たり 3 万円（税抜）
塩害対策工事	1 kW当たり 1 万円（税抜）
幹線増強工事	1 件当たり 10 万円（税抜）

（備考）

安全対策費

工事内容：住宅の屋根面に設置する場合等に、作業員や部品の落下を未然に防止するため、安全対策上、設置場所に適合した足場を設ける工事。

陸屋根防水基礎工事

工事内容：陸屋根の基礎設置部分を掘削し基礎を設置した後施す防水工事。

積雪対策工事

工事内容：積雪地域の積雪荷重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事。

塩害対策工事

工事内容：強度保持に必要な固定箇所等にコーキング等の処理を施す工事。

幹線増強工事

工事内容：既築で単相二線式の引込線を単相三線式に増強し、併せて分電盤を交換する工事。

別表 3

他の省エネ設備

設 備	設備の要件	備 考
L E D照明機器	光源だけでなく、照明器具の入れ替えや新設を行うもの	機器費 特殊工事費
CO2 冷媒 ヒートポンプ給湯設備 (エコキュート)	経済産業省の高効率給湯器導入促進事業費補助金交付要綱により補助対象機器として指定されているものであること。	機器費 特殊工事費
潜熱回収型給湯設備 (エコジョーズ、 エコフィール)	経済産業省の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)交付要綱により補助対象機器として指定されているものであること。	機器費 特殊工事費
ガスエンジン給湯設備 (エコウィル)	経済産業省の住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)交付要綱により補助対象機器として指定されているものであること。	機器費 特殊工事費
太陽熱利用システム(強制循環式ソーラーシステム、自然循環式太陽熱温水器)	財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた太陽熱利用システム	機器費特殊工事費
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)	経済産業省の民生用燃料電池導入支援補助金(燃料電池システム導入支援事業)交付要綱により補助対象機器として指定されているものであること。	機器費 特殊工事費

省エネ設備については、L E D電球のみの交換や家電製品などの、設備設置でないものは対象外とする。